

一般廃棄物収集運搬業許可証

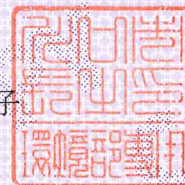
住所 川口市上青木西5丁目13番24号

氏名 神原商事 神原 秀禎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定及び川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第38条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和8年 6月30日

川口市長 岡村 ゆり子



記

- | | |
|----------------|-------------------------------|
| 1 主たる事務所の所在地 | 川口市上青木西5丁目13番24号 |
| 2 市内の事務所の所在地 | 川口市上青木西5丁目13番24号 |
| 3 取り扱う一般廃棄物の種類 | し尿・汚泥 |
| 4 収集又は運搬の区分 | 収集・運搬 |
| 5 運搬先 | 川口市一般廃棄物処理計画のとおり |
| 6 作業場所 | 川口市内 |
| 7 業者番号 | 第25号 |
| 8 許可の有効期間 | 令和8年 7月 1日から
令和10年 6月30日まで |

9 許可の条件

変 更 事 項			
変更年月日及び文書番号	件 名	変 更 内 容	印
令和 年 月 日 第 号			
令和 年 月 日 第 号			
令和 年 月 日 第 号			
令和 年 月 日 第 号			

この処分に不服があるときは、次に掲げるところにより審査請求又は処分の取消しの訴えの提起をすることができます。

- (1) 審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川口市長に対してすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。
- (2) 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、川口市を被告として提起することができます。この場合、当該訴訟において川口市を代表する者は、川口市長です。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (3) 審査請求をした後に行う処分の取消しの訴えは、当該異議申立てに対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。